

司法修習生に対する給費の実現と充実した司法修習を求める要請書

■ 私たちは、市民が求める質の高い法曹養成のために、次の点を要望します。

- 1 司法修習生の地位・身分を明確化すること。
- 2 一旦廃止された給費制の復活、少なくともそれに準じた修習の実態に即し、かつ充実した修習を可能とする給費を実現すること。
- 3 なし崩し的緩和を認めない厳しい修習専念義務下で、司法修習生が、より充実した司法修習を行うこと

■ 司法修習生とは

司法修習生とは、司法試験に合格した後、裁判官・検察官・弁護士（法曹）になるために、最高裁判所に任用されて1年余りの実務研修が課せられている者です。司法の現場で「生きた事件」に直接触れながら、平日フルタイムで研修（修習）が行われています。修習生には充実した修習を行わせるため、副業を禁止する修習専念義務が課せられています。

戦後60年以上の間、司法修習生に対して国から一定の給料が支給されてきました（給費制）。しかし、裁判所法改正により、2011年11月から給費制が廃止され、生活費等が必要な修習生には最高裁判所が一定金額を貸し付ける「貸与制」に変更されました。

■ 司法修習生の給費制廃止により、経済的事情によって法曹への途をあきらめる事態が進んでいます

私たちは、給費制廃止前から、貸与制移行の問題点を指摘してきましたが、その問題点が現実化しています。すなわち、司法試験合格までに約半数の者が奨学金等の借金で平均約360万円を負い、さらに司法修習中に貸与金で約300万円の借金を負うことになったことで、法曹への途をめざすことをあきらめる事態が現実に生じています。司法試験合格者が修習に行くことをあきらめた事実もあります。また、実務をスタートした法曹が、貸与金の返済が開始される5年後には、その返済に苦慮する事態が生じることが予測されます。

経済的事情により法曹になることをあきらめる事態が進めば、司法制度を支える人材が偏り、市民の最終的な権利救済を担う司法そのものが変質してしまう危険性があります。

■ 給費制復活を求める国民の声

政府が設置した法曹養成制度検討会議は、検討結果の取りまとめに先立ち、パブリックコメントを実施しましたが、国民から寄せられた意見3,119通のうち給費制・貸与制に関する意見は2,412通あり、そのうち9割以上が給費制復活を求める意見でした。しかし、同検討会議の取りまとめでは、実務修習地への移転費用を支給するなど極めて限られた措置の提言に留まった上、修習専念義務を緩和し一定の兼業を許可するという修習の目的に反するような提言もなされました。そして、さらなる経済的支援については、新しい検討体制のもとで「司法修習生の地位及びそれに関連する措置」の中で検討すべきとされています。

■ そこで、私たちは、市民が求める質の高い法曹養成のために、上記の点を要望します

賛同の承諾書（団体・個人）

「司法修習生に対する給費の実現と充実した司法修習を求める要請書」に、
団体として賛同します。
個人の立場で賛同します。

団体名 or 御名前

肩書き（個人で賛同の場合）

住所

電話番号

（連絡担当者名、部署等）

※個人情報などの活用方法、取り扱いについて
記載いただきました賛同団体名、個人名及び肩書きは、要請書に一覧として連記し要請先に提出するほか、マスコミ、各団体のウェブサイト・機関紙誌などで広く公表します。ただし、連絡先に関する個人情報は、本件に関する連絡業務や、当連合会の集会等の御案内・活動情報の送付・送信に限り利用させていただき、他の目的で使用することはありません。